

公益社団法人東京都薬剤師会 定款施行細則

平成25年4月1日 施行
平成28年3月26日 一部改正
令和2年6月20日 一部改正

第1章 会 員

(地区及び職域薬剤師会)

第1条 定款第6条に定める地区及び職域薬剤師会は、次のとおりとし、本会に入会しようとする者は、以下の地区及び職域薬剤師会に入会手続きをすることとする。

(1)特別区の行政区を区域とする地区薬剤師会

千代田区 港区 新宿区 文京区 墨田区
江東区 品川区 目黒区 大田区 渋谷区 中野区
杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区
練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区

(2)昭和22年3月5日東京都告示127号による区の統合実施以前の名称を冠した行政区を区域とする地区薬剤師会

日本橋 京橋 下谷 浅草
世田谷(玉川砦薬剤師会の区域を除く) 玉川砦

(3)市町村を区域とする地区薬剤師会

八王子市(八王子市の区域) 町田市(町田市の区域)
府中市(府中市の区域) 調布市(調布市の区域) 狛江市(狛江市の区域)
武蔵野市(武蔵野市の区域) 三鷹市(三鷹市の区域)

(4)複数の市町村を区域とする地区薬剤師会

西多摩(青梅市、福生市、あきる野市、羽村市および西多摩郡の区域)
南多摩(日野市、多摩市および稲城市の区域)
多摩中央(小金井市および国分寺市の区域)
北多摩(立川市、国立市、昭島市、東大和市および武蔵村山市の区域)
西武(西東京市、小平市、清瀬市、東村山市および東久留米市の区域)

(5)職域薬剤師会

東京都病院薬剤師会(病院または診療所に勤務する者)
都立病院関連施設薬剤師会(都立病院及びその関連施設に勤務する者)
大正製薬薬剤師会(大正製薬に勤務する者)
佐藤製薬薬剤師会(佐藤製薬に勤務する者)
エスエス製薬薬剤師会(エスエス製薬に勤務する者)

(入会手続き等)

第2条 本会に入会しようとする者は居住地又は勤務する事業所が所在する区域の地区薬剤師会に入会手続きをするものとする。

- 2 本会に入会しようとする者で、第1条の職域薬剤師会に所属しようとする者は、当該職域薬剤師会に入会手続きをするものとする。
- 3 前2項に該当しない者は、本会に直接入会手続きをする。
- 4 入会に当っては別に定める会費規程による会費を添えて、次の事項を届出しなければならない。
 - (1)氏名、生年月日、住所、勤務地、性別
 - (2)会員の種別、業態別
 - (3)薬剤師名簿登録免許証番号

- 5 前項の届出事項に変更を生じた時は、速やかに入会手続きをした地区及び職域薬剤師会または本会へ届出なければならない。
- 6 入会申込書及び変更届出書等を受理した地区及び職域薬剤師会は速やかに本会へ通知するものとする。

(入会及び退会の年月日)

- 第3条 本会への入会については、地区及び職域薬剤師会において入会手続きが完了した日をもって入会年月日とする。
- 2 本会に直接入会手続きをする者については、本会が入会手続きを完了した日をもって入会年月日とする。
 - 3 退会及び変更の年月日についても、前2項と同様の扱いとする。

第2章 会 費

(会費規程)

- 第4条 定款第8条第4項に規定する会費規程は、次年度事業予算を基礎として計算された会費額及び徴収方法・納入期限・交付金等を、毎年事業年度開始前に総会の決議を経て定める。

(特別の会費)

- 第5条 本会は経費に不足を生じたときは、総会の決議を経て前条に定めた会費の他に、特別の会費を賦課することができる。

(会費の減免)

- 第6条 会員であって、疾病、傷病そのほかの事由によって会費の賦課を不相当と認めるものがあるときは理事会の決議を経てこれを減免することができる。

(地区及び職域薬剤師会における会費徴収)

- 第7条 地区及び職域薬剤師会に所属する会員の会費は各薬剤師会にてこれを徴収して本会に納入しなければならない。
- 2 すでに納入した会費はこれを返還しない。

第3章 代 議 員 名 簿

(代議員名簿)

- 第8条 定款第13条及び代議員選挙規程に基づいて実施された代議員選挙結果の報告を受けた会長は、代議員名簿を作成し、定款第49条第3項及び第4項の定めにより、一般の閲覧に供するものとする。

第4章 役 員 等

(顧問、相談役)

- 第9条 定款第33条に規定する顧問および相談役は次の各号のうちから委嘱する。
- (1) 本会の会長又は副会長であった者
 - (2) 本会が必要とする学識経験を有する者

第5章 会務執行部

(事業部の設置)

第10条 本会は会務ならびに事業を推進するため、次の事業部を設ける。

部の種類	担当事項
(1)総務部	庶務・管理・渉外・広報・薬剤師の職業紹介及びその他いずれの部にも属さない事項
(2)会計部	会計に関する事項
(3)厚生部	会員の厚生福祉に関する事項
(4)学術部	医薬品情報の収集・提供、薬学の研究及び普及等に関する事項
(5)調査企画部	事業遂行のための企画及び調査に関する事項
(6)職能対策部	薬剤師の資質向上、生涯学習、機関誌の発行、薬学生実務実習、公衆衛生及び学校保健等に関する事項
(7)医療保険部	医療保険・介護保険及び調剤報酬請求業務に関する事項
(8)薬局業務部	適正な医薬品提供体制確保のための薬局業務の質的向上、計量管理並びに災害対策に関する事項
(9)衛生試験部	医薬品の試験及び衛生試験所に関する事項

(事業部長)

第11条 各部の部長は理事のうちより会長が指名し理事会の承認を得る。

第6章 総会

(理事及び監事の選任)

第12条 定款第17条に規定する総会の権限のうち、同条第二号の理事及び監事の選任については、総会において別に定める役員選考規程により選任する。

第7章 委員会・職種部会

(常置委員会)

第13条 定款第43条に定める委員会のうち次に掲げる委員会を常置委員会とする。

常置委員会の種類	担当事項
(1)会員委員会	会員の増加増強及び会員資格等に関する事項
(2)学術委員会	医薬品情報の収集・提供、薬学の普及等に関する事項
(3)薬局業務委員会	薬局・薬剤師の業務及び薬局機能の質的向上に関する事項
(4)薬・薬連携委員会	病院と薬局間の薬剤師業務の連携に関する事項
(5)薬事委員会	薬事関連諸制度の改正及び周知に関する事項
(6)公衆衛生委員会	薬事衛生・環境衛生等、公衆衛生に関する事項
(7)学校保健委員会	学校保健に関する事項
(8)医療保険委員会	医療保険及び介護保険に関する事項
(9)編集委員会	「都薬雑誌」等の編集・発行に関する事項
(10)実務実習委員会	薬学生の实務実習受け入れに関する事項
(11)生涯学習委員会	薬剤師の生涯学習に関する事項
(12)災害対策委員会	災害対策に関する事項
(13)アンチ・ドーピング委員会	アンチ・ドーピング活動推進に関する事項

(特別委員会)

第14条 前条に掲げるもののほか、必要あるときは理事会の決議を経て特別委員会をおくことができる。

(委員の委嘱)

第15条 各委員は会員中より理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

- (1) 委員の任期は、これを委嘱した会長の任期に準ずる。
- (2) 常置委員会、特別委員会に必要あるときは、臨時委員を置くことができる。
- (3) 臨時委員は会員でない者の中からもこれを委嘱することができる。
- (4) 臨時委員の任期はその委嘱した事項の業務が完了したときをもって終わる。

(委員会の運営)

第16条 各委員会は委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を定める。委員長は委員会の議長となり会議を主宰する。委員長に事故あるときは副委員長がこれを代理する。委員長は必要あるときは本会理事会に出席して意見を述べるることができる。ただし議決に加わることはできない。

(職種部会)

第17条 定款第44条に定める職種部会の部会長は、職種部会の推薦により会長がこれを指名する。

- 2 職種部会の運営は、その部会の会則による。
- 3 部会役員の職氏名、および部会の会則は本会に報告しなければならない。異動改訂があったときも同じとする。

附 則

第18条 本細則の変更は総会の決議を経なければならない。